【取扱い厳重注意】

平成２３年９月７日

聴　取　結　果　書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局　員　飯崎　準

平成２３年９月６日、 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第１　被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

１　被聴取者

福島県川俣町役場　　企画財政課長　　菅野浩市郎

２　聴取日時

平成２３年９月６日午後３時００分から同日午後４時００分まで

３　聴取場所

川俣町役場

４　聴取者

飯崎補佐

関谷チーム員

※　複数人で聴取したときは、全員の氏名を記載する。

５　ＩＣレコーダーによる録音の有無等

☑　あり

□　なし（理由：（「対象者の希望による。」など簡潔に記載））

第２　聴取内容

避難措置について

別紙のとおり

第３　特記事項

なし

【取扱い厳重注意】

別紙

1　被聴取者の身分

菅野企画財政課長は、川俣町における計画的避難区域内からの避難措置に従事していた者である。

2　3/11の地震発生後の状況

3/11の地震は、川俣町では震度６弱を記録しており、築50年になる町役場は地震による被害で使用できなくなったため、近くの町保健センターに災害対策本部を設置して災害対応を行った。

停電は地震から３日間くらい続いていたように記憶しているが、電話はつながっており、水道も断水することはなかった。

町では地震による人的被害はなかったが、3/12になって、双葉町から700名ほどが川俣町に避難してきたため、町職員は炊き出し等の対応に追われることになった。

3　安定ヨウ素剤について

双葉町から避難してきた住民が安定ヨウ素剤を持っていたことや、三春町で安定ヨウ素剤を住民に配布したとの報道を見て、川俣町でも安定ヨウ素剤を入手する方法を検討するようになり、三春町の保健師に電話で問い合わせたところ、県から入手したということを聞いたため、県庁に電話した結果、安定ヨウ素剤の配布を受けられることとなり、3/20 に 19900 錠を受け取った。この時、県からは指示があるまで服用しないようにとの留保を受けていたし、県の防災計画では、一定の放射線量を超えた時に、安定ヨウ素剤を予防服用するといった考えが示されていたことから、県からの指示があってから住民へ配布することとし、また、町内の放射線量の参考とするため、県災害対策本部から送られてくるモニタリング結果に注意するようになった。

4　3/23のSPEEDI結果の公表後の対応について

国や県からは連絡がなかったが、報道によって、川俣町の放射線量が高いことが SPEEDI によって推定されていることを知り、県の災害対策本部に電話をして、国や県で川俣町内のモニタリングを行って欲しいという申し出をした。ところが、県では、原発対応で忙しくて町のモニタリングをする余裕がないと言われてしまい、モニタリング機器を貸すので自前で測定するように言われてしまった。

そこで、モニタリング機器を借りて、町で町内のモニタリングを行うこととした。しかし、町職員ではなかなかうまく測定することができず、計画的避難区域の指定があった 4/22 以降に川俣町に派遣された政府の職員にお願いしてモニタリングをしてもらっている。

5　物資の停滞状況について

物資が町内に入って来なくなったというよりは、町に避難してきた住民の数だけ消費量が増え、その結果、町の物資が不足していったと感じている。[redacted]住民は、3/12から二週間程度で埼玉県に避難していったため、その後は物資不足は解消されたように

記憶している。

6　計画的避難区域の指定について

川俣町の南東部に位置する山木屋地区は、浪江町津島地区と隣接しているが、この津島地区が第一原発から 30km 以遠であるにも関わらず高い放射線量を観測したということが報道されており、山木屋地区の全住民 1250 名のうち半数ほどが３月下旬までに自主的に避難している。

4/10 になって、政府の現地対策本部の本部長である松下経産省副大臣が町に説明に来て、川俣町のうち、山木屋地区において、年間積算線量が 20mSv を超えるおそれがあるため、計画的避難区域に指定されるという話を受けている。

町長以下、町としては、放射能の専門的知識がないため、20mSv を超えると健康を害する可能性があると言われれば、避難は仕方がないとの思いであった。

避難先は、県が用意した仮設住宅等に入っており、５月末には９９％の避難が完了している。山木屋地区に残っていた住民数がそう多くなかったことと、避難に対する住民の考え方が肯定的であったこともあって、早期に避難が完了したのではと思う。

以　上